



2025年11月11日

各位

会社名 SREホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役 社長 兼 CEO 西山 和良

(コード番号:2980、東証プライム)

問合せ先 執行役員 企画管理部門長 松井 徹

(Tel. 03-6274-6550)

有償ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、2025年11月11日開催の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション(新株予約権)を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

1. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の創業社長を含む役員・従業員の業績・企業価値に対するコミットメントをさらに向上させ、株価上昇のインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として発行するものであります。

本新株予約権には、「2.発行の概要(7)新株予約権の行使の条件①」に定めるとおり、当社の業績(営業利益)において、本項に定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものです。かかる行使条件は当社の過去の業績推移を踏まえ設定しております。これらの目標の達成により当社は中長期的且つ着実な成長を実現してまいります。

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数 16,249,135 株に対して 4.5%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 発行の概要

2014 - 190X					
(1)	新株予約権の割当て				
	の対象者及びその人	当社取締役	2名	6,708 個	
	数並びに割り当てる	当社従業員	11名	607 個	
	新株予約権の数				
(2)	新株予約権の目的で	本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と			
	ある株式の種類及び	いう。)は、当社普通株式100株とする。			
	数	なお、付与株式	数は、本新株	未予約権の割当日後、	当社が株式分割(当社
		普通株式の無償割	当てを含む。	以下同じ。)または	株式併合を行う場合、
		次の算式により調	整されるもの	Dとする。ただし、か	かる調整は、本新株予
		約権のうち、当該四	時点で行使さ	れていない新株予約	権の目的である株式の
		数についてのみ行	われ、調整の)結果生じる1株未満	5の端数については、こ

れを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換また は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必 要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるもの とする。 (3)新株予約権の総数 7,315個 (4)新株予約権の払込金 本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,300円とする。 額又はその算定方法 なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサル ティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定 モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参 考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発 行に該当しないと判断している。 新株予約権の 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払 (5)行使に際して 込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 出資される財産の 行使価額は、金2,818円とする。 価額及びその1株 なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う 当たりの金額 場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切 (行使価額) り上げる。 1 調整後行使価額=調整前行使価額 × : 分割(または併合)の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回 る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使 に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式 の移転の場合を除く。)、 次の算式により行使価額を調整し、調整による 1円未満の端数は切り上げる。 新 規 発 行 × 1 株 あ た り 株 式 数 × 払 込 金 額 既発行株式数 + 新規発行株式数 なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる 発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、 また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行 株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、 株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて行使価 額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額 の調整を行うことができるものとする。 (6) 新株予約権の 本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。) 権利行使期間 は、2027年7月1日から2037年11月30日までとする。 新株予約権の ① 新株予約権者は、下記(a)から(c)の各号に定めるいずれかの事業 (7)年度(以下、「判定事業年度」という。)において、当社の営業利益が目 行 使 の 条 件 標水準(以下、「目標営業利益」という。)を超過した場合、割り当てら れた本新株予約権のうちそれぞれ定められた割合(以下、「行使可能割 合」という。)の個数を上限として、当該条件を充たした有価証券報告 書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な本 新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 判定事業年度: 2027年3月期から2031年3月期まで

目標営業利益:77.5億円 行使可能割合:33%

(b) 判定事業年度: 2027年3月期から2033年3月期まで

目標営業利益:87.5億円 行使可能割合:66%

(c) 判定事業年度: 2027年3月期から2036年3月期まで

目標営業利益:100億円 行使可能割合:100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)における金額に、連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書)におけるのれん償却額を加算した金額を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除すべく合理的な範囲内で適切な調整を行うことができるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において当社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (8) 新株予約権の行使 により株式を発行 する場合に増加 する資本金及び 資本準備金の額
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の 取得の事由及び 取 得 条 件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役

		会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予
		約権を無償で取得することができる。
(10)	新株予約権の	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承
	譲 渡 制 限	認を要するものとする。
(11)	組織再編行為時に	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設
	おける新株予約権の	分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」
	取 扱 い	という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権
		者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホ
		までに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を
		以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に
		沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合
		併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画
		において定めた場合に限るものとする。
		① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
		新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付す
		る。
		② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
		再編対象会社の普通株式とする。
		③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
		組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。
		④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
		交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織
		再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる行使価額を調整
		して得られる再編後行使価額に、上記(11)③に従って決定される当該新
		株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
		⑤ 新株予約権を行使することができる期間
		上記(6)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、
		いずれか遅い日から上記(6)に定める行使期間の末日までとする。
		⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本
		金及び資本準備金に関する事項
		上記(8)に準じて決定する。
		⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
		譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による 承認を要するものとする。
		,
		⑧ その他新株予約権の行使の条件上記(7)に準じて決定する。
		工記 (7) に準じて伏足する。 ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
		上記(9)に準じて決定する。
		正記(9)に達しく伏足する。 ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
(12)	 新株予約権の	一での他の未件に JV では、丹畑州家会社の未件に辛して次足する。
(12)	割当日	2025年11月28日
(13)	 新株予約権証券の	
(10)	発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14)	新株予約権の	
(11)	払 込 期 日	2025年11月30日
L	<u></u> ///	